

## 第 3 期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 1 こども基本法におけるこどもの意見聴取について

<こどもの意見聴取に関する規定：第3条および第11条>

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

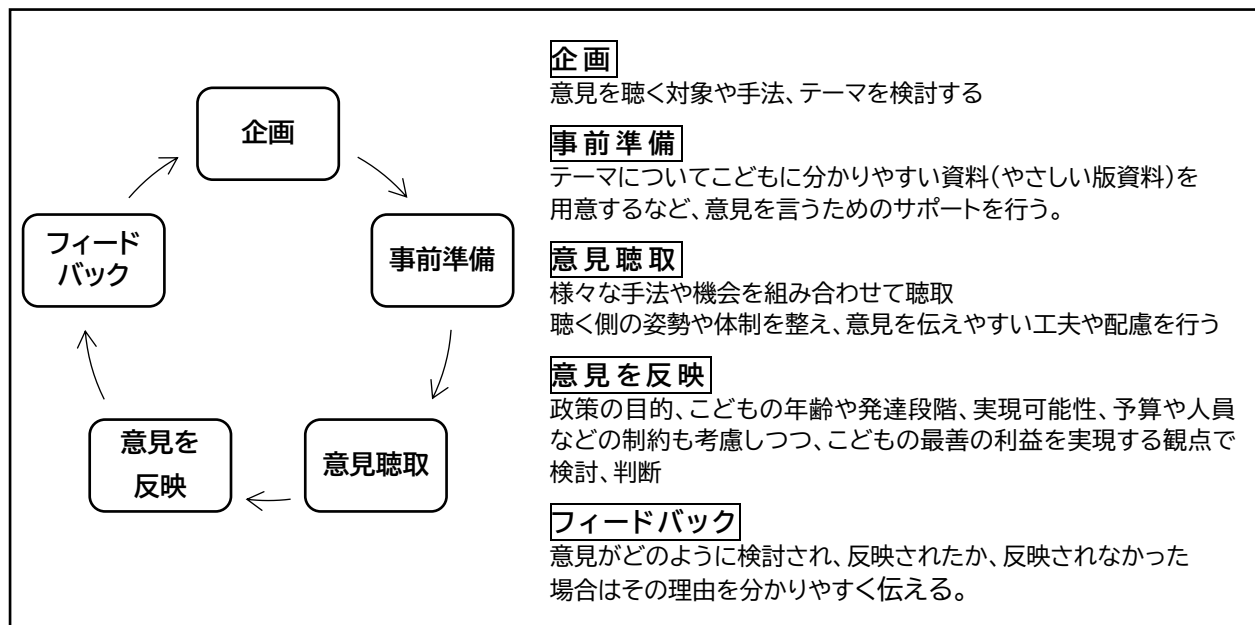
(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども基本法では第3条にて年齢や発達に応じてこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条にて、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付けている。

### 2 こどもの意見聴取から反映について

こどもの意見の反映については、以下のプロセスが示されている。

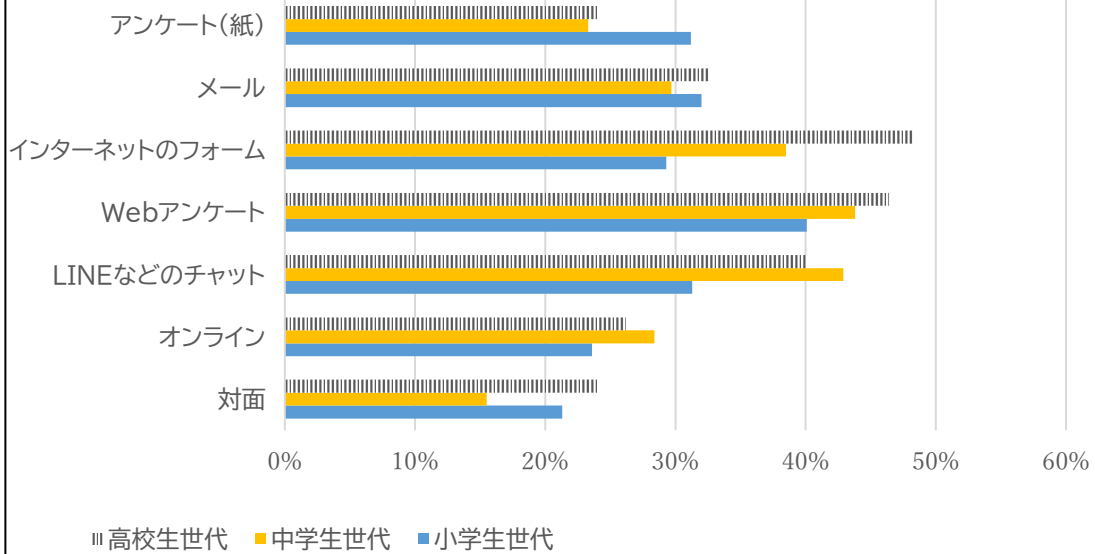


### 3 こどもの意見聴取の方法について

#### (1) 意見聴取の方法ごとの特徴

形式	メリット	デメリット
対面 (ワークショップ、 座談会、ヒアリング、 会議体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面で具体的な意見を聴取できる</li> <li>・傾き、相づち等により受け止められたと感じて意見を言いやすい雰囲気ができる</li> <li>・他の参加者の意見を聴いてこども自身の考えが深まる</li> <li>・同じ問題意識を持つこども同士の交流することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と重ならないよう週末に開催する等、開催する日が限られる</li> <li>・一度に参加できる人数が限られる</li> <li>・他人に言いづらい悩みや困り事などは聴取できない</li> </ul>
アンケート (質問用紙を配布、 Web アンケート等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間や場所を問わず意見を表明できる</li> <li>・質問に答える形式のため意見を伝えやすい</li> <li>・匿名にすることができ、意見を言う心理的ハードルが下がる</li> <li>・他の手法に比べて大勢のこどもの意見を集めやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設問数が多いと回答負荷がかかる</li> <li>・回答された意見の背景や理由などの深掘りができない</li> <li>・事前説明がなければアンケートの主旨や質問の意図を十分にくみ取れない場合がある</li> </ul>
意見箱 (インターネットの フォーム 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間や場所を問わず意見を表明できる</li> <li>・匿名にすることができ、意見を言う心理的ハードルが下がる</li> <li>・自分の考えを自由に表現できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前説明がなければ意見箱の主旨が十分にくみ取れない場合がある</li> <li>・提出される意見が少ない可能性がある</li> </ul>
オンライン (オンライン会議システムを活用したワーク ショップ等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に伴う時間、怪我・障がい等の困難があっても参加しやすい</li> <li>・アバター機能等を使用し、顔を見せずに参加ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続機器やインターネット環境がないと参加できない</li> <li>・対面に比べて表情やリアクションが分かりづらい</li> </ul>
SNS によるチャット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間や場所を問わず意見を表明できる</li> <li>・匿名にすることができ、意見を言う心理的ハードルが下がる</li> <li>・リアクション機能により意見が受け入れられたと感じやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを使用する環境がない、SNS 活用が得意でないこどもが参加できない</li> <li>・自由な発言ができるため、不適切な発言等が出やすい傾向にあることへの対応が必要</li> </ul>

### 【参考】意見が言いやすい方法・手段



「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスのあり方に関する調査研究報告書」(こども家庭庁) ([https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei\\_process/report/](https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/report/)、参照 令和6年3月8日)を加工して作成

## (2) 具体的な実施方法

形式	実施方法(案)
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブにて、学年ごとにグループを作り、夏休み期間にワークショップを開催</li> <li>・こまきこども未来館等のこどもが集まる場所で参加者を募り、ワークショップを開催</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生～高校生を対象としたアンケートを実施する</li> <li>・回答負担を減らすために、テーマをある程度絞り込み、設問数は10～20問程度とする</li> <li>・年代に応じた方法で実施する(小学生は紙媒体、中学生・高校生世代は原則Webアンケートとする等)</li> </ul>
意見箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもを対象とした意見箱をこどもの集まる場所へ設置し、自由に意見を投稿してもらう</li> <li>・インターネットでも意見が投稿できるよう市HPにフォームを作成する</li> </ul>

## 4 こどもの意見聴取にかかる今後のスケジュールについて

こども・子育て会議での意見および関係各所と調整のうえ令和6年度第1回のこども・子育て会議(6月開催予定)にて実施方法について報告、令和6年7月頃より意見聴取を行う予定。